平成29年第3回定例市議会議案 条例新旧対照表

議案第42号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備について

| 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正案(第2条関係)・ | 1 |
|---|-----|
| 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案(第3条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 9 |
| 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案(第4条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 7 |
| (附則改正) | |
| 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく | |
| 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正案(附則第16項関係)・・・・ | 2 3 |

議案第 42 号

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備について

○藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号) 新旧対照表 (第2条関係)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 藤井寺市 <u>重度障害者</u> の医療費の助成に関する条例 | 藤井寺市 <u>身体障害者及び知的障害者</u> の医療費の助成に 関する条例 |
| (目的) | (目的) |
| 第1条 この条例は、 <u>重度障害者</u> に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって <u>重度</u> 障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、 <u>身体障害者及び知的障害者</u> に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって <u>身体障害者及び知的障害者</u> の福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| (対象者) | (対象者) |
| 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 | 下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号の一 |
| (1) • (2) (略) | (1) • (2) (略) |

改正前

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律 第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する 者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表にお いて1級に該当する者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級の第9号に該当する者(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の第9号に該当する者

(5) (略)

- 2 対象者のうち、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者については、 前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による<u>被保護者</u>又は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年 法律第30号)による支援給付を受けている者

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった

(3) (略)

- 2 対象者のうち、次の各号の<u>一</u>に該当する者については、前項の 規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による<u>保護を受けている者</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法<u>又は医療保険各法の</u>規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)<u>又は医療保険各法に</u>

改正前

者を含む。)又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に 関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険 者、組合員若しくは加入者であった者を含む。) (以下これら を「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負 担を受けることができる者

- (4) 廃止前の藤井寺市老人医療費の助成に関する条例 (昭和46 年藤井寺市条例第31号)により医療証の交付を受けている者
- (5) 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭 和55年藤井寺市条例第23号)又は藤井寺市子どもの医療費の助 成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)により医療証 の交付を受けている者
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施 設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定 する児童福祉施設 (障害児入所施設に限る。) への入所をしたこ とにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められ る対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律 における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除 く。)に限る。)であって、当該施設に入所をした際他の市町村 (当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に 住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわら ず、当該他の市町村の対象者とする。

(所得制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得(各年の1月か **| 第2条の2** 前条の規定にかかわらず、前年(各年の1月から6月 ら6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあっては、

よる被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しく は組合員(被保険者若しくは組合員であった者を含む。)(以 下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全 額公費負担を受けることができる者

(4) 藤井寺市老人医療費の助成に関する条例 (昭和46年藤井寺 市条例第31号)による老人医療費の支給を受けることができる 者

(所得制限)

までの間に新たに適用を受ける者にあっては、前々年)の所得が

前々年<u>の所得。以下同じ。</u>)が<u>規則で</u>定める額を超える者は、対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに 類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に 規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家 財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具 その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形 減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等 により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場 合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、 その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関 しては、同項の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

(助成の範囲)

- 第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別 療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が 行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病 床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額 のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担 額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限 度において助成を行わない。
- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国

規則に定める額を超える者は、対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、災害、風水害、火災、その他にれらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日まで前項の規定は、適用しない。

3 • 4 (略)

(助成の範囲)

- 第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法<u>又</u> <u>は医療保険各法</u>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療 養費、特別療養費<u>(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け</u> <u>た時を除く。)及び家族療養費</u>について保険給付が行われた場合 (食事の提供たる療養に係る給付を除く。)における療養に要す る費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一 部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限 度において助成を行わない。
- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 又は地方公共団体の負担による <u>医療に関する給付を受けることができる</u> とき。 | 担による <u>給付が行われる</u> とき。 |
| (2) (略) | (2) (略) |
| (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反 して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したと き。 | |
| (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。 | |
| 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 | |
| (医療証の申請) | _(助成の適用)_ |
| 第4条 <u>この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u> | 第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があった日の属する月の初日から適用する。ただし、身体障害者手帳の交付日前及び大阪府知事の交付する療育手帳に係る判定機関の判定目前の医療費については、助成することができない。 |
| 2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、 規則で定める医療証を交付する。 | |

(医療証の申請)

(助成の適用)

改正前

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるとこ

ろにより、市長に申請しなければならない。

- 第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日から適用する。
- 2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあっては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあっては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳の交付日又は特定医療費(指定難病)受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあっては特定医療費(指定難病)受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、 医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院、 診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養 を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の規定による助成額に相当する金

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| | 額を市長が契約医療機関に支払うことによって行う。ただし、第 4条の助成の適用の日から医療証の交付のあった日の前日までの 間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めると きは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができ る。 |
| (損害賠償との調整) | (損害賠償との調整) |
| 第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。 | 第9条 市長は、 <u>対象者</u> が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。 |

(届出義務)

- あったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならな V)
- 2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の 規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、速 やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(略)

(届出義務)

- 第8条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更が │第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定 める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け 出なければならない。
 - 2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年 法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定める ところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならな V)

(譲渡等の禁止)

第11条 (略)

2 (略)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (不正利得の返還等) | (不正利得の返還等) |
| 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により <u>医療費の</u> 助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。 | 第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。 |
| _(事実の調査)_ | |
| 第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の 適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文 書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。 | |
| | |
| 第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。 | |
| <u>(助成の制限)</u> | |
| 第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による 命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、 助成の全部又は一部を行わないことができる。 | |
| (委任) | (委任) |

第13条

(略)

<u>第14条</u>

(略)

〇藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (昭和55年藤井寺市条例第23号) 新旧対照表 (第3条関係)

改正後

改正前

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成す **│第1条** この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成す ることにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育 成に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目 的とする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以 下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住地を有する者で あって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険 者又は規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各 法」という。) 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以 下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号 のいずれかに該当するものとする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 は、対象者としない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制 度に基づき、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療 の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法に よる世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者 を含む。)又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関 (目的)

ることにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的 とする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以 下「対象者」という。)は、市の区域内の居住地を有する者のう ち、次の各号に掲げる者とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 は、対象者としない。

(1) (略)

する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、 組合員若しくは加入者であった者を含む。)(以下これらを 「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担 を受けることができる者

- (3) 廃止前の藤井寺市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年藤井寺市条例第31号)の規定により医療証の交付を受けている者
- (4) 藤井寺市<u>重度障害者</u>の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)<u>又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)</u>の規定により<u>医療</u>証の交付を受けている者
- (5) 児童福祉法に基づく措置により医療の給付を受けている者 又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に 入所若しくは入院している者(通所している者を除く。)

(所得制限)

- 第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するとき は、対象者としない。
- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(<u>各年の</u>1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあっては、前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- (2) 藤井寺市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年藤井寺市条例第31号)の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (3) 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)の規定により<u>医療費の</u>助成を受けることができる者
- (4) 児童福祉法に基づく措置により医療の給付を受けている者 及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に 入所又は入院している者(通所している者を除く。)

(所得の制限)

- 第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としない。
 - (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあっては、前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

改正前

(2) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに 類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者 若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に 供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する 固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。) につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を 除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた 者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害 を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前 年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適 用しない。
- 3 第1項において、計算される所得の範囲<u>及び所得</u>の額の計算方法については、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、<u>同項において</u>計算される所得の額 の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を 適用した場合において、<u>同項に規定された</u>額未満となる者は除 く。

(助成の範囲)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別 療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が 行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病 床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額 のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)か

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに 類する災害により<u>損害を受けた者がある場合における所得の額の</u> 計算方法については、規則で定める。

- 3 第1項において、計算される所得の範囲<u>、所得</u>の額の計算方法 については、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、 $\frac{第1項において</u>計算される所得の額の計算方法について<u>規則</u>で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、<math>\frac{第1項に規定された</u>額未満となる者は除く。$

(助成の範囲)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める医療 保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)又は国民健 康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による療養の給付、保 険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から 指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保 険給付が行なわれた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除 く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康

| 北 元 然 | 改正前 |
|--------------|-----|
| 改正後 | 以上則 |

ら規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。
- (1) 対象者の疾病又は負傷について、<u>他の法令の規定により</u>国 又は地方公共団体の負担による<u>医療に関する給付を受けること</u> ができるとき。
- (2) 医療保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から医療保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反 して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したと き。
- (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定に よる助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第 3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」と いう。)に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあっ た日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けた とき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支

保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は医療保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額を医療費として助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限 度において助成を行わない。
- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行なわれるときはその額
- (2) 医療保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から医療保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が<u>行なわれたときはその</u><u>額</u>

3 市は、対象者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局 (以下「契約医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、 ひとり親家庭等の医療費として当該医療を受けた者に助成すべき 額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等 に支払うべき費用を、その者に代わり、当該契約医療機関等に支 払うことができる。

| 1/1 | 7 🗀 | 74 |
|-----|-----|----|
| LiX | ш. | 12 |

払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の申請及び交付)

- 第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるとこ ろにより、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その資格を審査し、医療 費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、 規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

- 第6条 第4条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定に よる申請があった日から開始する。ただし、その助成の適用は、 当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日 又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することが できる。
- 2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定 による申請をすることができなかった場合において、その理由が やんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前 項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができな かった日から開始する。

(医療証の提示)

改正前

4 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に 対し、ひとり親家庭等の医療費の助成があったものとみなす。

(医療証の申請及び交付)

- 第5条 ひとり親家庭等の医療費の助成を受けようとする者は、規 則で定められる手続に従い、あらかじめ市長に申請しなければな らない。
- 2 市長は、前項の申請に基づいて、ひとり親家庭等の医療費の助 成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者 に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の開始)

- 第6条 ひとり親家庭等の医療費の助成は、前条第1項の規定によ る申請のあった日の属する月の初日から開始する。
- 2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定 による申請をすることができなかった場合において、その理由が やんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭等の医 療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請を することができなかった日の属する月の初日から開始する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。) | 第7条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、

は、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第4条第1項 の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に 提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を市長が<u>当該医療機関</u>に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことによりひとり親家庭等の医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第4条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

- 第10条 <u>この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に</u> 供することができない。
- 2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支

契約医療機関等において療養を受けようとするときは、 医療証を 提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を市長が<u>契約医療機関等</u>に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことによりひとり親家庭等の医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、<u>その価額の限度において、ひとり親家庭等の</u>医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した<u>ひとり親家庭等の医療費の額</u>に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、<u>虚偽</u>その他不正の手段により<u>ひとり親家庭等の</u>医療費の助成を受けた者があるときは、<u>その者から</u>、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部<u>を返還させる</u>ことができ

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <u>払を請求する</u> ことができる。 | る。 |
| | |
| | 第11条 ひとり親家庭等の医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、 又は担保に供することができない。 |
| | 2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。 |
| (届出の義務) | (届出の義務) |
| 第12条 受給者は、 <u>住所</u> 、氏名その他の規則で定める事項に変更が あったときは <u>、規則で定めるところにより</u> 、市長に届け出なけれ ばならない。 | 第12条 受給者は、 <u>規則で定めるところにより、居住地</u> 、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。 |
| 2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の 規定による死亡の <u>届出義務者が</u> 、規則で定めるところにより、そ の旨を市長に届け出なければならない。 | 2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の 規定による死亡の <u>届出義務者は</u> 、規則で定めるところにより、そ の旨を市長に届け出なければならない。 |
| _(事実の調査)_ | |
| 第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の 適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文 書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。 | |
| _(報告等)_ | |
| 第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。 | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (助成の制限) 第15条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による 命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、 助成の全部又は一部を行わないことができる。 | |
| (委任) | (委任) |
| 第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>関し</u> 必要な事項は、規則で定める。 | <u>第13条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>ついて</u> 必要な事項は、規則で定める。 |

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例 (平成16年藤井寺市条例第14号) 新旧対照表 (第4条関係)

改正後

改正前

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、<u>その健康の保持、生活の安定及び</u>子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 (略)

- 2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費(第3号及び第4号に該当する者にあっては、入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。)を除く。)の助成を受けることができない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者

(2) (略)

- (3) 藤井寺市<u>重度障害者</u>の医療費の助成に関する条例(昭和48 年藤井寺市条例第34号)の規定により<u>医療証の交付を受けてい</u> る者
- (4) 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)により<u>医療証の交付を受けている</u>者

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することに より、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図 ることを目的とする。

(対象者)

第3条 (略)

- 2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費(第3号及び第4号に該当する者にあっては、入院時食事療養費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。)を除く。)の助成を受けることができない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による<u>保護を受けて</u> いる者

(2) (略)

- (3) 藤井寺市<u>身体障害者及び知的障害者</u>の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)の規定により<u>医療費の助成を受けることができる者</u>
- (4) 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)により<u>医療費の助成を受けること</u>ができる者

改正前

(助成の範囲)

- 第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は医療保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限 度において助成を行わない。
- (1) 対象者の疾病又は負傷について、<u>他の法令の規定により</u>国 又は地方公共団体の負担による<u>医療に関する給付を受けること</u> <u>ができる</u>とき。
- (2) (略)
- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(助成の範囲)

- 第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は世帯主であった者を含む。)又は医療保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限 度において助成を行わない。
- (1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による<u>療養に関する給付が行われる</u>とき。
- (2) (略)

改正前

(申請)

第6条 <u>この条例の適用</u>を受けようとする対象者の保護者は、規則 で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 (略)

(医療証の提示)

第8条 前条第1項の規定により医療証の交付を受けている者は、 大阪府内に所在地を有し、第4条第1項の規定による助成を取り 扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規 定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規 定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)におい て療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 子どもの医療費の助成は、助成する額を市長が<u>当該医療機</u> 関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると 認めるときは、助成する額を子どもの保護者に支払うことにより 医療費の助成を行うことができる。 (申請)

第6条 <u>子どもにかかる医療費の助成</u>を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 (略)

(医療証の提示)

第8条 前条第1項の規定により医療証の交付を受けた者が、この 条例に基づく医療費の助成に関し市長と契約を締結した病院、診 療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養を 受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 子どもの医療費の助成は、助成する額を市長が<u>契約医療機関</u>に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を子どもの保護者に支払うことにより 医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第10条 子どもの保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に 変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長 に届け出なければならない。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| | 2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた子ども又はその保護者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 |
| (第三者の行為による被害の届出) | (第三者の行為による被害の届出) |
| <u>第10条</u> (略) | <u>第11条</u> (略) |
| (損害賠償との調整) 第11条 子どもが疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、第4条第1項の規定により <u>助成すべき医療費</u> の全部若しくは一部を <u>助成せず</u> 、又は既に助成した <u>医療費の</u> 額に相当する金額を返還させることができる。 | (損害賠償との調整) 第12条 子どもが疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、第4条第1項の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を控除し、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。 |
| (譲渡等の禁止) <u>第12条</u> (略) | (譲渡等の禁止) <u>第13条</u> (略) |

(略)

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受け た者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、 当該医療費の助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返 還又は支払を請求することができる。

(届出義務)

2 (略)

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受け た者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、 当該医療費の助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返 還させることができる。

| 改正後 | 改正前 |
|--|------|
| 第14条 子どもの保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に 変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出 なければならない。 | |
| 2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた子ども又はその保護者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 | |
| (事実の調査) 第15条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の 適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文 書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。 | |
| _(報告等)_ | |
| 第16条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、対象者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。 | |
| _(助成の制限)_ | |
| 第17条 市長は、対象者が、正当な理由なしに、前条の規定による 命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、 助成の全部又は一部を行わないことができる。 | |
| (委任) | (委任) |

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------|-----------------|
| <u>第18条</u> (略) | <u>第15条</u> (略) |

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年藤井寺市条例第35号) 新旧対照表

(附則第16項関係)

| 改 | 正 | 後 |
|---|---|---|
| | | |

別表第1 (第4条関係)

| | 機関 | 事務 |
|---|----|--------------------------------------|
| 1 | 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事 |
| | | 務であって規則で定めるもの |
| 2 | 市長 | 藤井寺市 <u>重度障害者</u> の医療費の助成に関する条例(昭和48 |
| | | 年藤井寺市条例第34号)による医療費の助成に関する事務 |
| | | であって規則で定めるもの |
| 3 | 市長 | 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭 |
| | | 和55年藤井寺市条例第23号)による医療費の助成に関する |
| | | 事務であって規則で定めるもの |
| 4 | 市長 | 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤 |
| | | 井寺市条例第14号)による医療費の助成に関する事務であ |
| | | って規則で定めるもの |
| 5 | 市長 | 私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定める |
| | | もの |

別表第2 (第4条関係)

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|-------|---------|--------------------|
| (略) | | |
| 13 市長 | 母子保健法によ | 生活保護関係情報であって規則で定める |
| | る養育医療の給 | もの |
| | 付若しくは養育 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護 |
| | 医療に要する費 | の措置に関する情報であって規則で定め |
| | 用の支給又は費 | るもの |

改正前

別表第1 (第4条関係)

| | (<i>x</i>) (<i>x</i>) | |
|----------|---------------------------|------------------------------|
| | 機関 | 事務 |
| 1 | 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事 |
| | | 務であって規則で定めるもの |
| 2 | 市長 | 藤井寺市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年藤井寺 |
| | | 市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって |
| | | 規則で定めるもの |
| 3 | 市長 | 藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関す |
| | | る条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)による医療費の助 |
| | | 成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 | 市長 | 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭 |
| | | 和55年藤井寺市条例第23号)による医療費の助成に関する |
| | | 事務であって規則で定めるもの |
| <u>5</u> | 市長 | 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤 |
| | | 井寺市条例第14号)による医療費の助成に関する事務であ |
| | | って規則で定めるもの |
| 6 | 市長 | 私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定める |
| | | もの |

別表第2(第4条関係)

| <u> </u> | | |
|----------|---------|--------------------|
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| (略) | | |
| 13 市長 | 母子保健法によ | 生活保護関係情報であって規則で定める |
| | る養育医療の給 | もの |
| | 付若しくは養育 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護 |
| | 医療に要する費 | の措置に関する情報であって規則で定め |
| | 用の支給又は費 | るもの |

| | | 改正後 | | | 改正前 |
|-------|--|--|-------|--------------------------------------|---|
| | る事務であって | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの 藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例、藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの | | る事務であって | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの藤井寺市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する |
| (略) | | - | (略) | | 77. T. |
| 20 市長 | | | 20 市長 | * * | |
| 21 市長 | 害者の医療費の 助成に関する条 例による医療費 の助成に関する | 生活保護関係情報であって規則で定める | 21 市長 | 療費の助成に関する条例による 医療費の助成に 関する事務であ | 生活保護関係情報であって規則で定める |

| | | 改正後 | | | 改正前 |
|-------|--|---|-------|---|--|
| | 則で定めるもの | るもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に 関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの | | るもの | るもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に 関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの |
| 22 市長 | 親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの | 22 市長 | 害者及び知的障害者の医療費の 助成に関する条例による医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に 関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの |
| 23 市長 | の医療費の助成 に関する条例に よる医療費の助 成に関する事務 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護 の措置に関する情報であって規則で定め | 23 市長 | 親家庭等の医療 費の助成に関す る条例による医 療費の助成に関 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護 の措置に関する情報であって規則で定め |

| | | 改正後 | | | 改正前 |
|-------|--------------------|--|----|---|---|
| 24 市長 | 園奨励に関する 事務であって規 | あって規則で定めるもの 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉 手帳に関する情報であって規則で定める | 市長 | の医療者条費の助成に関係を関係を関係を関係を関する関連である。 私園と、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | あって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定める |
| | | | | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する |

| 改正後 | 改正前 | | |
|-----|----------------|--|--|
| | 情報であって規則で定めるもの | | |